

この規約は、組合員ポイント会員（以下、「ポイント会員」という。）というま野農業協同組合（以下、「当ＪＡ」という。）との間で、当ＪＡがポイント会員の利用状況に応じて、ポイントを当ＪＡ所定の基準により提供するＪＡポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。申込みにあたっては下記条項のほか、別途当ＪＡが定める各関連規程等が適用されることに同意したものとします。

第1条 会員資格

ポイント会員に申込できるのは、組合員（正・准組合員）とします。また、ポイント会員資格の取得日は、当ＪＡがポイント会員登録をした日とします。

第2条 ポイント会員カード

ＪＡポイントサービスでは、組合員ポイントカードを会員カードとします。

第3条 会員番号

ＪＡポイントサービスでは、組合員ポイントカードに記載したポイントＩＤをＪＡポイントサービスの会員番号とします。

第4条 組合員加入

出資金1,000円以上（千円単位）を申し受けます。なお、その他、この規約に定める以外の組合員加入の要件及び手続きについては、当ＪＡが定める定款及び組合員規程に基づきます。

第5条 入会方法

当ＪＡ各支店において当ＪＡ所定の入会申込書に必要事項（ご本人の住所・氏名・生年月日・電話番号等）を全てご記入いただき、ご本人が申込みするものとします。また、当ＪＡに普通貯金（総合口座）の取引が無い場合、普通貯金（総合口座）を開設して頂きます。

第6条 入会費・年会費

入会費・年会費は無料です。

第7条 会員特典

- 当ＪＡが指定する店舗・施設でのご利用状況に応じてポイントが付与されます。なお、対象となる事業・取引の詳細は当ＪＡが定める「ポイント付与基準表」をご覧ください。
- ポイントは、当ＪＡ所定の方法により当ＪＡ所定のポイント還元を利用することができます。但し、当ＪＡ所定の条件を満たしていない場合にはポイントの利用はできません。
- ポイント会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- ポイントの累計は専用端末設置の直売所で確認できます。
- 組合員ポイントカードの提示がない場合、ポイント会員特典が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- 当ＪＡは、ポイント会員の利用状況に基づき、当ＪＡ所定のポイント付与換算基準、換算周期でポイントに換算し、付与いたします。
- ポイントの付与は、原則としてポイント会員登録以降の取引が対象となります。
- ポイント付与の対象となる取引について、取消・解約・返品等された場合には、原則その金額に見合うポイントは減算させていただきます。

第8条 ポイントの失効

獲得したポイントは、下記の事由により失効します。

- ポイント会員を解約した場合。
- ポイントの有効期限が到来した場合。
（有効期限は付与された日を基準として、3年を経過した最初の3月末までとなります。）

第9条 届出事項の変更

- ポイント会員の住所・氏名・電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに当ＪＡのお取引店舗にお申し出ください。お申し出がない場合は、連絡・通知が届かず、サービスを受けられない場合があります。また、この届出を怠ったことにより生じた損害については、当ＪＡは一切の責任を負いません。
- 届出のあった住所宛に当ＪＡが通知または送付書類を送付した場合に、延着または到着しなかったときでも通常到着するべきときに到着したものとみなし、それにより生じた損害については、当ＪＡは一切の責任を負いません。

第10条 カードの紛失・盗難・破損による再発行

- 組合員ポイントカードを紛失・盗難された場合は、ただちに当ＪＡのお取引店舗あてにご連絡ください。また、組合員ポイント会員カードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当ＪＡ所定の書面により再発行の手続きを行って下さい。
- 紛失・盗難により、組合員ポイントカードが再発行された場合、当ＪＡによるポイント利用停止措置が完了した時点のポイント残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。

但し、紛失・盗難のお申し出がなく組合員ポイントカードを第三者により利用された場合、また、お申し出があっても利用停止が反映されるまでに組合員ポイントカードが第三者により利用された場合、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当ＪＡは一切の責任を負いません。

第11条 事故防止を目的とした本人確認

ポイントや特典のご利用ならびに再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

第12条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等できません。

第13条 解約等

- 本契約は、ポイント会員の事情でいつでも解約する事ができます。ポイント会員が本契約を解約する場合は当ＪＡ所定の書面によるものとします。
- ポイント会員が組合員を脱退した場合は、そのままポイント会員の契約も解約となり、ポイントは失効となります。
- ポイント会員が亡くなった時には、ポイント会員としての資格を自動的に失いますので、ポイント会員の解約となり、ポイントは自動的に失効となります。
- ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当ＪＡはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの全部もしくは全部の提供を停止することができます。解約によって生じた損害については、当ＪＡは一切の責任を負いません。
 - 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当ＪＡにおいてポイント会員の所在が不明となった場合。
 - ポイント会員に支払いの停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申立てがあった場合。
 - ポイント会員が当ＪＡにおいて利用した事業について、当ＪＡに対して負担す

る債務の一部でも履行を遅延した場合。

- ポイント会員が本規約や当ＪＡその他の取引約定に違反した場合。
- 上記以外に、当ＪＡが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
- ＪＡポイントサービスの契約はポイント会員お１人につき１契約とします。万一ポイント会員お１人につき複数の契約があることが判明した場合、当ＪＡは、複数の契約のうち任意の契約を解約できるものとします。また、直売所ポイントカードとの重複契約の場合、直売所ポイントカードを解約できるものとします。

第14条 免責事項

- 理由の如何を問わず、ポイント会員特典の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当ＪＡは一切の責任を負いません。但し、当ＪＡに故意または重大な過失がある場合にはこの限りではないものとします。
- ポイント会員が希望するポイント会員特典を当ＪＡが提供できない場合、当ＪＡはそれに対する如何なる責任を負わないものとします。
- ポイント会員特典に関して、ポイント会員の有する苦情およびポイント会員の被った被害（例えば、ＪＡポイントサービスによる特典や提携先による特典を問わず、ポイント会員が受ける特典およびポイントが不適切であったことに関して、ポイント会員の有する苦情や被った被害）に対し、当ＪＡおよび当ＪＡの提携先はそれに対し如何なる責任を負わないものとします。

第15条 サービス内容の改廃および規約の変更

- 当ＪＡは、ＪＡポイントサービスの内容を当ＪＡの事情により変更することがあります。
- 当ＪＡは、ＪＡポイントサービスのポイント会員特典、ポイントの換算基準等を、当ＪＡの事情により改廃することがあります。
- 当ＪＡは、ＪＡポイントサービス会員規約を当ＪＡの事情により変更することがあります。規約の変更日より前に入会したポイント会員も、規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当ＪＡは一切の責任を負いません。
- 前各項の改廃および変更については、当ＪＡ所定のホームページ掲載、店頭掲示、郵送・Ｅメール等による通知のいずれかの方法により告知いたします。

第16条 個人情報の取扱いについて

- ポイント会員は、申込み時点で以下について同意したものとします。
当ＪＡとポイントサービス運営に係る下記の委託先が、ポイント会員の個人情報について保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的に使用すること。
【委託先】委託先名称：全国農業協同組合中央会、埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部、全国農業協同組合連合会埼玉県本部、株式会社埼玉県農協総合情報センター株式会社NTTデータ

【利用の目的】

- 当ＪＡが委託先と連携して行うＪＡポイントサービスの運営や研究・開発。
- 当ＪＡが取扱う信用・共済・営農・経済等各事業と付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発。
- 当ＪＡが発行するポイント会員カードの発行業務およびその発行可否の判断。
- 上記②、記載の商品やサービス等の提供に際して、当ＪＡが行う判断、各種リスクの把握および管理。

【情報の範囲】

ポイント会員の住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス等の連絡先等に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支店番号・口座番号等の管理番号のうち、当ＪＡおよび委託先各社がそれぞれに保有する情報。

- 当ＪＡは、法令、裁判手続その他の法的手続き、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
- 当ＪＡは、本規約に基づくＪＡポイントサービスの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第17条 反社会勢力の排除

ポイント会員は、申込み時点で以下について同意したものとします。
私は、私が次の１に規定する反社会的勢力に該当する場合もしくは２の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または１に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本規約に基づく一切のサービス提供が停止され、会員資格を取り消されても異議を申しません。また、当該措置により私に損害が生じた場合でも貴組合に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

- 暴力団構成員もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと、また将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 私は、私が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
- 貴組合との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

第18条 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、さいたま地方裁判所川越支部を管轄裁判所とします。